

性的マイノリティの人権

性の多様性を認め合う～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～

性的マイノリティとは、自分の性に違和感がある人や、同性に恋愛感情をもつ人などのことをいいます。「性的少数者」「※LGBT」とも呼ばれています。その割合は、10人に1人ともいわれています。この数字は、学校や職場、地域の仲間として、あるいは家族として、身近に存在していることを示しています。

～性的マイノリティに対する偏見～

性的マイノリティについては、依然として社会理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などで、自分の思いや悩みを打ち明けることが難しく、周囲の無理解に苦悩し、生きづらさを感じている状況など様々な問題があり、深刻な人権問題となっています。一方、性的マイノリティであることを打ち明けられた家族や友人等は、既成概念による偏見や知識不足によって、理解しようと向き合う前に混乱や抵抗感にとらわれてしまうことが多くあります。

性的マイノリティへの理解が不十分な現状において、自分の心と体の性が一致しないと感じる人は、性別に対する違和感を持ちながらも、ありのままの自分を隠して生きざるを得ない現実があります。

～令和6年度「人権を学ぶ会」について～

国においては、令和5年6月に性的指向、ジェンダーアイデンティティー(性自認)の多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念や国・地方公共団体の役割を定めたLGBT理解促進法が制定されました。

町としても性的マイノリティについて正しい理解について啓発を図る必要があることから、令和6年度「人権を学ぶ会」の学習テーマを性的マイノリティの人権としています。

「人権を学ぶ会」をとおして、自分も相手も尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会をめざしましょう。

※LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害など)の頭文字をとった言葉。その他にも多様なセクシュアリティ(性のあり方)が存在します。